

八戸市防災教育DVD貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の向上を図るため、八戸市防災教育DVD（以下「DVD」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(借用手続き)

第2条 DVDの借用を希望する者は、八戸市防災教育DVD借用申請書（以下「借用申請書」という。）をあらかじめ八戸市に提出し、承認を受けなければならない。

(貸出の制限)

第3条 DVDの貸出が次の各号に該当する場合は、貸出を承認しない。また、DVDを借用申請書に記載した借用目的以外に使用してはいけない。

- (1) 防災教育以外の活動に使用しようとする場合
- (2) 営利を目的とする活動に使用する場合
- (3) DVD又は収録映像の複製又は転載をしようとする場合
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- (5) DVDを損傷するおそれがある場合
- (6) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しようとする場合
- (7) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

(使用承認の通知)

第4条 八戸市は、借用申請書が提出されたときは、その内容を確認し、承認の可否について通知するものとする。この場合において、八戸市は必要な条件を付すことができる。

2 前項の通知は原則口頭によるものとする。

(借用期間及び枚数)

第5条 借用期間及び枚数については、次のとおりとする。

- (1) DVDの借用期間は、原則2週間以内とする。
- (2) DVDの借用枚数は、原則1枚までとする。

2 借用期間満了後において、引き続きDVDを借用しようとするときは、改めて借用手続きを行い、承認を受けなければならない。

(貸出しに係る料金)

第6条 DVDの貸出しに係る料金は無料とする。ただし、DVDを視聴するための機器等の経費は、借用した者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(受取り及び返却方法)

第7条 DVDの受取り及び返却は、危機管理部災害対策課内で行うものとする。

2 DVDの紛失又は損傷防止のため、郵送での貸出し及び返却は原則不可とする。

(承認の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は使用の承認を取り消し、借用者に対しDVDの返却等の措置を命ずることができる。この場合において借用者に損害が生じても、八戸市はその責めを負わない。

- (1) 借用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 借用者が貸与に付した条件に違反した場合
- (3) 借用申請書に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他八戸市が適当でないと認めた場合

(借用者の義務)

第9条 借用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと。
- (2) DVDの複製又は収録映像の転載をしないこと。
- (3) DVDの使用・保管にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。
- (4) 借用期間中に紛失又は損傷をした場合には、速やかに八戸市に報告し、その指示に従うこと。

(損害等の責任)

第10条 借用期間中にDVDを紛失した場合、又はDVDを損傷し原状に復することができない場合において、八戸市が新たにDVDを制作するときは、借用者はその制作に要する費用を実費弁償しなければならない。

第11条 DVDの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、八戸市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、DVDの貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 DVDの貸出しに関する事務は、危機管理部災害対策課において処理する。

附則

この要綱は、令和5年3月13日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。